

○用品調達に係る業者選定要領〔管理調達課〕

平成14年10月25日

告示第840号

用品調達に係る業者選定要領を次のように定める。

用品調達に係る業者選定要領

(目的)

第1条 県が発注する用品調達の適正な施行を図るため、指名競争入札に参加する業者の選定について、本要領を定める。

(指名審査会)

第2条 用品調達を施行する管理調達課内に次の各号に掲げるところにより指名審査会を置く。

(1) 指名審査会は、次に掲げる者を指名審査員として構成する。

ア 設計高10,000千円以上 出納局長、管理調達課長、管理調達課長補佐及び管理調達課長が指名した者

イ 設計高10,000千円未満 管理調達課長、管理調達課長補佐及び管理調達課長が指名した者

(2) 指名審査会に次に掲げるところにより会長を置く。

ア 前号アの場合に該当するときは、出納局長をもって充てる。

イ 前号イの場合に該当するときは、管理調達課長をもって充てる。

(3) 会長に事故があるときは、次に掲げる者がその職務を代行する。

ア 第1号アの場合に該当するとき 管理調達課長

イ 第1号イの場合に該当するとき 管理調達課長補佐

(4) 指名審査会は、必要に応じてその都度開催する。

(5) 指名審査会は、指名審査員の過半数の出席がなければ、議事を開き審査することはできない。

(6) 指名審査会の審議は、公開しない。また、指名審査会の構成員は、審議の内容を外部に漏らしてはならない。

(指名業者)

第3条 業者を指名しようとするときは、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査を受け、競争入札参加資格者名簿に登載されている者から選ばなければならない。

(等級別発注用品調達金額の区分)

第4条 等級別発注の標準とする用品調達の種類及び金額は、別表による。

- 2 業者を指名しようとするときは、当該用品調達の設計金額に応じ、これに対応する等級に属する業者のうちから5名以上選定するものとする。ただし、特に必要があるときは、当該等級の直近下位の等級に属する業者から選定できるものとする。
- 3 特別の技術若しくは特別の仕様を必要とする用品を調達する場合、又は取り扱う業者が限定される場合については、前2項に掲げる基準によらないことができる。

(指名業者の選定)

第5条 指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次に掲げる事項について留意の上総合的に判断し選定するものとする。

- (1) 入札参加資格審査基準日以降における不誠実な行為の有無
- (2) 入札参加資格審査基準日以降における経営状況
- (3) 当該用品調達施行についての技術的適性、機械器具等の保有状況
- (4) 当該年度の指名及び受注の状況
- (5) その他特に必要と認められる事項

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成17年6月24日告示第833号)

この要領は、告示の日から施行する。

附 則(平成18年12月1日告示第1205号)

この要領は、告示の日から施行する。

別表(第4条関係)

用品調達種類金額別等級表

種類	設計金額	等級
印刷	100万円を超え200万円未満	A、B、C
	200万円以上 300万円未満	A、B
	300万円以上	A
備品 消耗品	100万円を超え200万円未満	A、B、C
	200万円以上 500万円未満	A、B
	500万円以上	A